

### 産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	竹田市農業再生協議会	整理番号	1			
使途名	大豆・麦集積加算(基幹・二毛作)					
対象作物	大豆・麦(基幹、二毛作)					
単 価	23,000円/10a(上限28,000円/10a)					
課 題	本市の農作物の作付面積に占める水稻の割合は非常に高く、大分県内の自治体の中でも高位にある。また、経営面積が小規模であったり高齢化した農業者も多い。このため、地域における担い手へ面積を集積し収益性を高める必要がある。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	大豆・麦の作付 面積	目標	75	75	77	-
実績		56	-	-	-	
内 容	生産性向上の取組として、対象者が大豆5ha以上、麦2ha以上の土地利用集積（自家農地含む）により大豆・麦を作付けした場合、作付面積に応じて助成を行う。					
具体的要件	<p>○助成対象者：認定農業者、認定新規就農者、人・農地プランに位置付けられた担い手</p> <p>○助成対象水田：水田活用の直接支払交付金における交付対象水田</p> <p>○助成対象作物：水田活用の直接支払交付金における助成対象作物</p> <p>○その他要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・播種前契約の締結、農業共済への加入、出荷契約書の締結</li> <li>・必要な排水対策を施すこと。</li> <li>・土地利用集積大豆5ha以上、麦2ha以上（自家農地含む）</li> </ul> <p>なお、この個票は県域設定 整理番号3・4「高収益作物移行助成」と重複して交付することはできないものとする。</p>					
取組の 確認方法	<p>○助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者、認定新規就農者、人・農地プランに位置づけられた担い手による（認定農業者リスト）（認定新規就農者リスト）（担い手名簿）等</li> </ul> <p>○助成対象水田：水田活用の直接支払交付金の作付面積等の確認による（要綱Ⅳの第2の5に準じて確認）</p> <p>○助成対象作物：水田活用の直接支払交付金の作付面積等の確認による（要綱Ⅳの第2の5に準じて確認）</p> <p>○その他要件：営農計画書、播種前契約書、農業共済引受面積、出荷契約書、作業日誌等排水排水対策が実施したことが分かる書類 必要に応じて現地確認、及び竹田市農業再生協議会が提出を求める書類等</p>					
成果等の 確認方法	○導入面積＝交付対象面積を集計					
備考	令和7年度までの支援とする。					

### 産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	竹田市農業再生協議会	整理番号	2			
使途名	飼料用米単収向上助成(基幹)					
対象作物	飼料用米					
単 価	6,000円/10a(上限8,000円/10a)					
課 題	飼料用米を安定的に供給するためには、当市の基準単収以上の収量を確保することが重要である。しかし、近年の悪天候や管理不足等により収量は不安定であり、需要に十分に抑えられていない。そこで、多収品種の導入および単収向上により畜産農家との安定取引と耕種農家の所得向上を図る。					
目 標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	飼料用米(多収品種)生産性向上の取組実施面積(ha)	目標	70	100	110	120
		実績	89	-	-	-
	10aあたりの単収(kg)	目標	530	540	545	550
実績		537	-	-	-	
内 容	水田に作付された飼料用米の多収品種の取組に対して助成を行う。					
具体的要件	<p>○助成対象者：販売農家・集落営農組合</p> <p>○助成対象水田：水田活用の直接支払交付金における交付対象水田</p> <p>○助成対象作物：多収品種の作付けを行った飼料用米</p> <p>○国指定専用品種：たちじょうぶ、北瑞穂、きたげんき、えみゆたか、べこごのみ、ふくひびき、べこあおば、いわいだわら、夢あおば、ホシアオバ、オオナリ、もちだわら、北陸193号、モミロマン、クサホナミ、みなちから、ふくのこ、ミズホチカラ、モグモグあおば、笑みたわわ、亜細亜のかおり</p> <p>○知事特認専用品種：タチアオバ</p> <p>○その他要件</p> <p>①多収品種の種もみ又は苗を購入し、作付していること。（種もみは過去に購入した多収品種の自家採取を含む）</p> <p>②本年6月末までに、交付申請書・営農計画書・新規需要米取組計画申請書又は生産製造連携計画申請書・多収性専用品種の種もみ又は苗の予約表・購入伝票等の写しを提出していること（前年度に自家種子確保の取組計画を行い、自家種子を利用する場合は、導入時の購入伝票の写しを提出）</p> <p>③単収が当市の基準単収以上であること</p>					
取組の確認方法	<p>○助成対象者：販売・自家利用目的で飼料用米の主食用米品種を生産した販売農家、集落営農が確認できる書類及び乾燥調整後の検査段階において販売者・購買者・関係機関立会いの下確認する</p> <p>○助成対象水田：水田活用の直接支払交付金の作付面積等の確認による（要綱Ⅳの第2の5に準じて確認）</p> <p>○助成対象作物：現地確認(要綱Ⅳの第2の5に準じて確認)</p> <p>○その他要件</p> <p style="margin-left: 20px;">作付面積：営農計画書</p> <p style="margin-left: 20px;">施肥技術：作業日誌、農産物検査結果(飼料用米)</p> <p style="margin-left: 20px;">その他：必要に応じて現地確認、及び竹田市農業再生協議会が提出を求める書類等</p>					
成果等の確認方法	<p>○実施面積＝交付対象面積を集計</p> <p>○単収＝農産物検査結果数量÷交付対象面積×100</p>					
備考	令和10年度までの使途とする(但し、目標の達成程度等に応じて毎年見直しを行う)					

### 産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	竹田市農業再生協議会	整理番号	3.4			
用途名	重点推進作物助成担い手（基幹）【整理番号3】 重点推進作物助成一般（基幹）【整理番号4】					
対象作物	○野菜 アスパラガス・いちご・インゲン類・きゅうり・春菊・ちよろぎ・トマト・ミニトマト・なす・ピーマン・ほうれん草・小松菜・チンゲン菜 ○花き アルストロメリア・菊・トルコギキョウ・ほおずき・ユリ・リンドウ・われもこう ○果樹※新植に限る カボス・ぶどう（ピオーネ、シャインマスカット）・プラム・いちじく・柿・キウイ・栗・ネクタリン・ブルーベリー ○その他 サフラン・ムラサキ					
単 価	19,000円/10a【整理番号3】 17,000円/10a【整理番号4】					
課 題	本市では標高差、気温、土壌や地形など地理的な条件が多様なため、適した作目も多岐にわたる。そのため、そのエリアに適する作物の設定と、全体生産量を底上げし産地化に取り組み、生産者所得の向上となるよう支援する必要がある。					
目 標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	重点推進作物の導入面積（担い手） (ha)	目標	66	66	70	-
		実績	42	-	-	-
	重点推進作物の導入面積（一般） (ha)	目標	18	18	20	-
実績		11	-	-	-	
内 容	担い手の育成と経営の安定、生産者の所得向上を図るため、竹田市の重点推進作物を作付面積に応じて助成を行う。					
具体的要件	○助成対象者： 認定農業者、認定新規就農者、人・農地プランに位置づけられた担い手【整理番号3】 販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農組合【整理番号4】 ○助成対象水田：水田活用の直接支払交付金における交付対象水田 ○助成対象面積：水田活用の直接支払交付金における助成対象面積 ○規模要件 ・1a以上から対象 ちよろぎ・サフラン・ムラサキ ・5a以上から対象 アスパラガス・アルストロメリア・いちご・いちじく・インゲン類・柿・カボス・キウイ・菊・きゅうり・栗・小松菜・春菊・チンゲン菜・トマト・トルコギキョウ・なす・ネクタリン・ピーマン・ぶどう（ピオーネ、シャインマスカット）・プラム・ブルーベリー・ほうれん草・ほおずき・ミニトマト・ユリ・リンドウ・われもこう ○その他要件 ・出荷販売を行うもの。但し、果樹は新植に限る。 ・同一ほ場における主食用米の作付け、または、戦略作物・産地交付金との重複交付は不可					
取組の確認方法	○助成対象者 ・認定農業者、認定新規就農者、人・農地プランに位置づけられた担い手による（認定農業者リスト）（認定新規就農者リスト）（担い手名簿）等 ○助成対象水田：水田活用の直接支払交付金の作付面積等の確認による（要綱Ⅳの第2の5に準じて確認） ○助成対象作物：現地確認（要綱Ⅳの第2の5に準じて確認） ○その他要件：営農計画書、販売伝票、出荷伝票、果樹は苗木の購入伝票 必要に応じて竹田市農業再生協議会が提出を求める書類等					
成果等の確認方法	○導入面積（担い手）＝担い手の交付対象面積を集計 ○導入面積（一般）＝担い手以外の交付対象面積を集計					
備考	令和7年度までの支援とする。					

### 産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	竹田市農業再生協議会	整理番号	5			
使途名	畑地化推進作物助成（基幹）					
対象作物	スイートコーン・ネギ類・大根・人参・キャベツ・レタス・白菜・にんにく・里芋・ゴボウ・かぼちゃ					
単 価	23,000円／10a（上限26,000円／10a）					
課 題	本市では標高差、気温、土壌や地形など地理的な条件が多様なため、露地品目については畑作が中心である。露地品目を水田作に転換し全体生産量の底上げと産地間競争への対策が必要である。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	畑地化推進作物 の導入面積 (ha)	目標	55	55	57	-
		実績	44	-	-	-
内 容	生産者の経営の安定、所得向上を図るため、竹田市の推進作物を作付面積に応じて助成を行う。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○助成対象者：販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農組合</li> <li>○助成対象水田：水田活用の直接支払交付金における交付対象水田</li> <li>○助成対象面積：水田活用の直接支払交付金における助成対象面積</li> <li>○規模要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・10a以上作付けした対象作物</li> <li>・スイートコーン・ネギ類・大根・人参・キャベツ・レタス・白菜・にんにく・里芋・ゴボウ・かぼちゃ</li> </ul> </li> <li>○その他要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・出荷販売を行うもの。</li> </ul> </li> </ul>					
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○助成対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農組合</li> </ul> </li> <li>○助成対象水田：水田活用の直接支払交付金の作付面積等の確認による（要綱Ⅳの第2の5に準じて確認）</li> <li>○助成対象作物：現地確認（要綱Ⅳの第2の5に準じて確認）</li> <li>○その他要件：営農計画書、販売伝票、出荷伝票、必要に応じて竹田市農業再生協議会が提出を求める書類等</li> </ul>					
成果等の 確認方法	○導入面積（販売農家・集落営農組合）＝交付対象面積を集計					
備考	令和7年度までの支援とする。					

### 産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	竹田市農業再生協議会	整理番号	6			
使途名	そば・なたねの取組（基幹）					
対象作物	そば・なたね					
単 価	20,000円／10a					
課 題	地元産の需要はあるが、当市では取組者が極度に少ないのが現状であり課題となっている。今後は、地域内流通や加工販売を通して、地域特産物となりうるよう取組者を増やすと同時に現在、そばの生産者への排水対策の徹底等の基本技術の励行を図り、作付け面積の拡大を図る必要がある。					
目 標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	そば・なたね 作付面積 (ha)	目標	1	1	1.2	-
		実績	0	-	-	-
内 容	本地域で作成した水田収益力強化ビジョンに基づく取組への支援として、水田に作付された、そば・なたねに対し、助成を行う。					
具体的要件	<p>○助成対象者：販売・自家加工販売の目的で、そば・なたねを生産する農家、集落営農。</p> <p>○助成対象水田：水田活用の直接支払交付金における交付対象水田。</p> <p>○交付要件：そば・なたねのは種前契約等を締結もしくは自家加工販売計画書を作成して、生産するほ場を助成の対象とする。</p> <p>①そば・なたねのは種前契約等を締結又は自家加工販売計画書を作成して、作付していること。</p> <p>②交付申請書・営農計画書・は種前契約書の写し・自家加工販売計画書等を提出していること（収穫・出荷販売が完了している春そば・なたねは出荷販売契約書の写し・販売伝票等の写し・自家加工販売実績報告書等を提出）</p> <p>○その他要件 生産性向上の取組として、排水対策を実施すること。</p>					
取組の 確認方法	<p>上記要件の確認方法として</p> <p>①は種前契約書・出荷販売契約書・自家加工販売計画書に基づき確認。</p> <p>②交付申請書、営農計画書、（春そば・なたねは出荷販売契約書、販売伝票等、自家加工販売実績報告書等）</p> <p>③現地確認。</p> <p>④作業日誌等により確認。</p> <p>⑤そば数量払申請者は、数量払申請書および検査実績により販売確認。</p> <p>⑥なたね数量払申請者は、数量払申請書により販売確認。</p> <p>⑦数量払を申請しない場合は、販売伝票・自家加工販売実績報告書等により販売確認。</p> <p>⑧その他、必要に応じて竹田市農業再生協議会が提出を求める書類等</p>					
成果等の 確認方法	○作付面積＝そば・なたねの作付面積を集計					
備考	令和7年度までの支援とする。 追加配分のうち地域の取組に応じた配分を活用					

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	竹田市農業再生協議会		整理番号	7		
使途名	WCS生産性向上支援（専用品種）（基幹）					
対象作物	WCS（専用品種）					
単 価	6,000円/10a					
課 題	現状の市内のWCSの取組は主食用品種が主体となっているが、収量、品質とも専用品種に劣る。そのため、実需者への安定的かつ高品質なWCSの供給に向けて専用品種での取組を支援し、耕畜連携の取組を推進する。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	専用品種導入割合(%)	目標	40	45	50	-
		実績	42.5	-	-	-
内 容	収量、品質に優れるWCS専用品種でのWCSの取組を支援する					
具体的要件	<p>○助成対象者：経営所得安定対策等実施要綱第2-3の交付対象者で、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領の別紙2第4の1の認定をうけた生産者</p> <p>○助成対象水田：水田活用の直接支払交付金における交付対象水田</p> <p>○助成対象作物：WCS（専用品種）（つきすずか・つきことか・たちすずか・たちはやて・タチアオバ・ミナミュタカ・夢あおば・ホシアオバ・クサホナミ・モミロマン・モグモグあおば・たちあやか・べこあおば・べこごのみ・リーフスター・つきはやか・つきあやか）</p> <p>○戦略作物助成と同様に、生産予定数量の5割を切る場合は理由書を提出。</p>					
取組の確認方法	<p>○専用品種であることがわかる種子または苗の購入伝票等の提出</p> <p>○需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧表の提出</p> <p>○作業日誌、取組写真、その他、必要に応じて竹田市農業再生協議会が提出を求める書類等</p>					
成果等の確認方法	○専用品種導入割合=WCS作付面積全体に占める専用品種の割合					
備考	令和7年度までの支援とする。					